

今国会に提出された食品関係法規の概要について

食品安全基本法	1 ~ 2 頁
食の安全確保に関する提言	3 頁
農薬取締法	4 ~ 7 頁
食品衛生法	8 ~ 9 頁

# 食品安全基本法案の概要

## 目的（第1条）

食品安全性の確保に関し、基本理念を定め、関係者の責務及び役割を明らかにするとともに、施策の策定に係る基本的な方針を定めるることにより、食品安全性の確保に寄与する施策を総合的に推進

## 基本理念（第3～5条）

- ①国民の健康の保護が最も重要なという基本的認識の下に、食品安全性の確保のために必要な措置が講じられること
- ②食品供給行程の各段階において、食品安全性の確保のために必要な措置が適切に講じられること
- ③国際的動向及び国民の意見に配慮しつつ科学的知見に基づき、食品安全性の確保のために必要な措置が講じられること

## 関係者の責務・役割（第6～9条）

- 国の責務  
基本理念にのっとり、食品安全性の確保に関する施策を総合的に策定・実施する
- 地方公共団体の責務  
基本理念にのっとり、国との適切な役割分担を踏まえ、施策を策定・実施する
- 食品開運事業者の責務  
基本理念にのっとり、食品安全性の確保について一義的な責任を有することを認識し、必要な措置を適切に講ずる  
・正確かつ適切な情報の提供に努める  
・国等が実施する施策に協力する

- 消費者の役割  
食品安全性確保に関する知識と理解を深めるとともに、施策について意見を表明するよう努めることによつて、食品安全性の確保に積極的な役割を果たす

## 施策の策定に係る基本的な方針（第11～21条）

- ①「食品健康影響評価\*」の実施（リスク評価）
  - ・施策の策定に当たっては、原則として食品健康影響評価を実施
  - ・緊急を要する場合は、施策を暫定的に策定。その後遅滞なく、食品健康影響評価を実施
  - ・評価は、その時点の水準の科学的知見に基づいて、客観的かつ中立公正に実施
  - ※食品に係る生物学的・化学的・物理的な要因又は状態が食品が摂取されることにより人の健康に及ぼす影響を評価すること
- ②国民の食生活の状況等を考慮するとともに、食品健康影響評価結果に基づいた施策を策定（リスク管理）
- ③情報の提供、意見を述べる機会の付与その他の関係者相互間の情報及び意見の交換の促進（リスクコミュニケーション）

## 食品安全管理委員会の設置（第22～38条）

- ①所掌事務等
  - ・関係大臣の諮問に応じ、又は自ら食品安全健康影響評価を実施（リスク評価）
  - ・食品健康影響評価の結果に基づき、関係大臣に勧告
  - ・食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況を監視し、関係大臣に報告
  - ・調査審議を行い、関係行政機関の長に意見を述べる（緊急時等）
  - ・調査研究の実施
  - ・関係者相互間の情報・意見の交換につき、自ら実施・関係行政機関の取組みの調整（リスクコミュニケーション）
  - ・資料提出の要求や緊急時の調査要請等
- ②組織等
  - ・委員7名で構成（3名は非常勤）
  - ・有識者から内閣総理大臣が両議院の同意を得て任命（任期3年）
  - ・委員長は互選で常勤の委員から選出
  - ・専門委員や事務局の設置

## 措置の実施に関する基本的事項（第21条）

- 政府は、上記により講じられる措置の実施に関する基本的事項\*を策定
- 内閣総理大臣は食品安全委員会の意見を聴いて、基本的事項の案を作成
- ※食品健康影響評価の実施、緊急事態等への対処に関する事項等

# 食品の安全性の確保に向けた取組

## 現行の施策

- 農薬の販売・使用的規制  
(農薬取締法)
- 動物用医薬品の製造・使用的規制  
(薬事法)
- 飼料の製造・使用的規制  
(飼料安全法)
- 人畜共通伝染病の予防  
(家畜伝染病予防法)

## 農林水産物の生産段階

- 食品、添加物等の規格・基準等の設定
- 食品営業の許可、営業施設の監視指導
- 検疫所における輸入食品の監視指導  
(食品衛生法)
- と畜検査・食鳥検査等  
(と畜場法・食鳥処理法)

## 食品の製造・流通段階

## 食品行政をとりまく状況の変化

### 食品安全に関する危機の多様化及び複雑化

- 利便性の追求に伴う危害の多様化複雑化  
(新規農薬・添加物の開発、食のグローバル化等)
- 新たな危害の判明(O-157、ブリオン等)
- 分析技術の向上(検出限界が下がり「ゼロ残留」の達成が困難に)

### 食品安全に関する国際的動向

- 食品安全には「絶対」はなくリスクの存在を前提に制御するという考え方が一般化
- 海外でのリスク評価機関の設立
  - 仏食品衛生安全庁(1999)
  - ・欧州食品安全機関(2002)
  - ・独連邦リスク評価研究所(2002)

### 国内における様々な問題の発生

- 加工乳による大規模食中毒
- BSEの国内での発生
- 輸入野菜の残留農薬、無登録農薬、指定外添加物の使用

### BSE問題に関する調査検討委員会報告

- 生産者優先・消費者保護軽視の行政
- 専門家の意見を適切に反映しない行政
- 事故を未然に防止しリスクを最小限とするための時措置法の一部を改正する法律案
- ・正確な情報提供と透明性の確保が不十分

## 食品安全基本法の制定

## 食品安全の安全性確保に関連する個別法の改正等

### 厚生労働省関係

- 食品衛生法等の一部を改正する法律案
- ・健康増進法の一部を改正する法律案

### 農林水産省関係

- 農林水産省設置法の一部を改正する法律案
- ・食品の安全性の確保のための農林水産省関係法律の整備に関する法律案
- ・飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律の一部を改正する法律案
- ・牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法案
- ・食品の製造過程の管理の高度化に関する臨時措置法の一部を改正する法律案

## 食品の表示

- 表示基準の設定と監視指導  
(食品衛生法、JAS法等)

# 食の安全確保に関する提言

平成14年6月4日

自由民主党 公明党 保守党

与党 食の安全確保に関するプロジェクトチーム

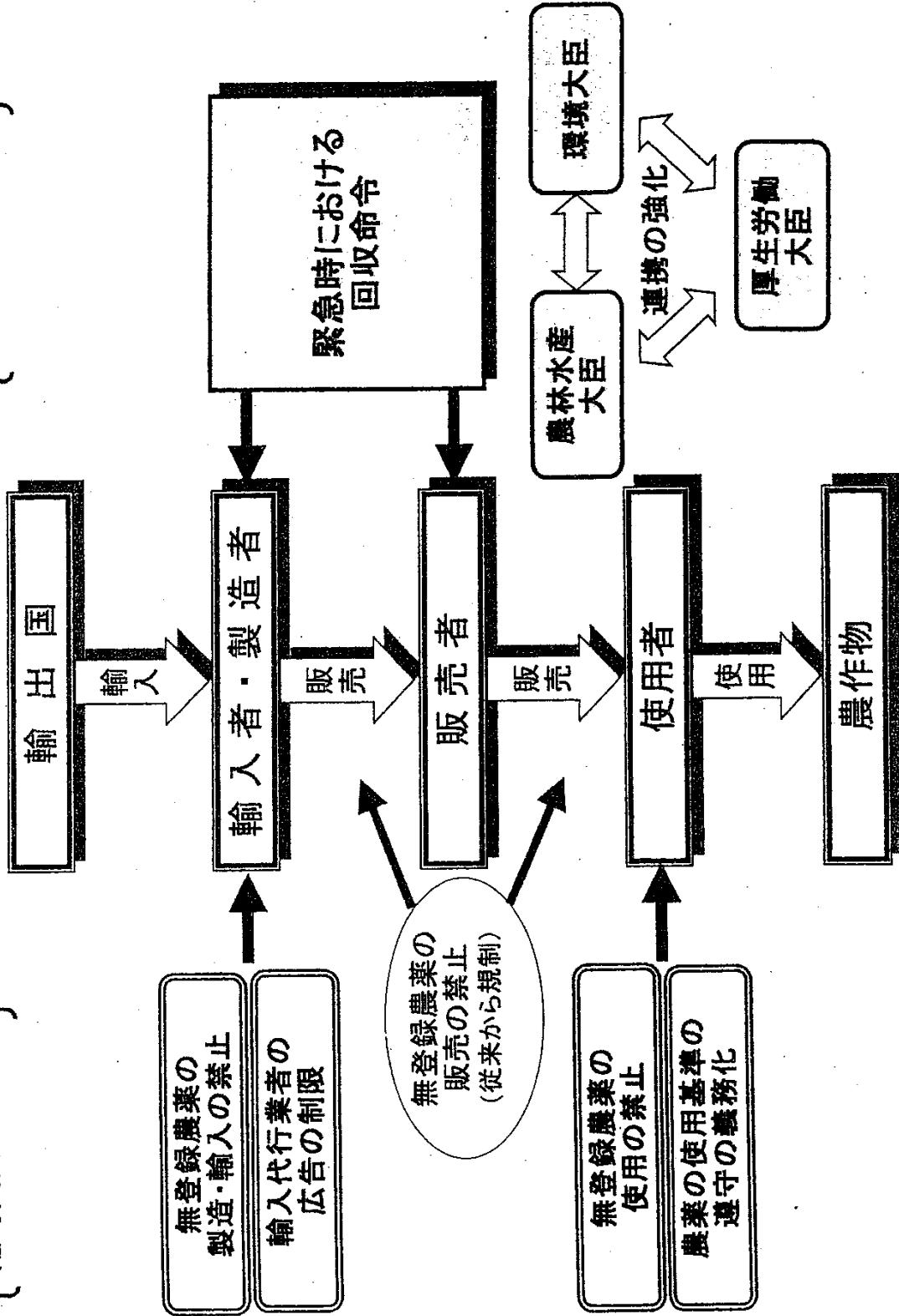
## 3 食品衛生法等の食品衛生規制に関する法律の見直し

ア 農薬取締法を含む関係法を改正し、農薬、動物用医薬品、飼料添加物について、国内で使用されるための登録等と同時に食品への残留基準が設定される仕組みを導入するとともに、食品への残留基準が変更された場合に農薬の使用基準等も改正される仕組みを強化する。

## 農薬取締法の改正のポイント

〔 脇時国会にて措置 〕

〔 今回の措置 〕



改  
正  
案

現  
行

（回収命令等）

第九条の二 農林水産大臣は、販売者が前条第一項若しくは第二項又は第十四条第三項の規定に違反して農薬を販売した場合において、当該農薬の使用に伴つて第三条第一項第二号から第七号までの各号のいずれかに規定する事態が発生することを防止するため必要があるときは、その必要の範囲内において、当該販売者に対し、当該農薬の回収を図ることその他必要な措置をとるべき」とを命ずることができる。

（報告及び検査）

第十三条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者又は農薬使用者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第二条第一項、第三条第一項、第六条の二第三項、第六条の三第一項、第六条の四第一項、第七条、第九条第一項及び第二項、第九条の二、第十条の二、第十一条、第十二条第三項、第十二条の二第一項並びに第十四条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用に關し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、その業務若しくは農薬の使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原料を立入り、その業務若しくは農薬の使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができると

（報告及び検査）

第十三条 農林水産大臣又は環境大臣は製造者、輸入者、販売者又は農薬使用者に対し、都道府県知事は販売者に対し、第二条第一項、第三条第一項、第六条の二第三項、第六条の三第一項、第六条の四第一項、第七条、第九条第一項及び第二項、第十条の二、第十一条、第十二条第三項、第十二条の二第一項並びに第十四条第一項及び第二項の規定の施行に必要な限度において、農薬の製造、加工、輸入、販売若しくは使用に關し報告を命じ、又はその職員にこれらの者から検査のため必要な数量の農薬若しくはその原料を集取させ、若しくは必要な場所に立ち入り、その業務若しくは農薬の使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができる。ただし、農薬又はその原料を立入り、その業務若しくは農薬の使用の状況若しくは帳簿、書類その他必要な物件を検査させることができると

集取りせらるときは、時価によつてその対価を支払わなければならぬ。

きは、時価によつてその対価を支払わなければならない。

2~4 (略)

2~4 (略)

(監督処分)

第十四条 (略)

2 農林水産大臣は、販売者が第九条第一項若しくは第二項、第九条の二又は第十条の二第一項の規定に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。

3 (略)

4 都道府県知事は、販売者がこの法律の規定（第九条第一項及び第二項、第九条の二並びに第十条の二第一項の規定を除く。）に違反したときは、当該販売者は、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。

5 (略)

(協議等)

第十六条の二 (略)

2 環境大臣は、第三条第一項（第十五条の二第六項において準用する場合を含む。次項において同じ。）の規定により第三条第一項第四号又は第五号に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聽かなければならない。

3 環境大臣は、第三条第一項の規定により同条第一項第四号又は第五号

2~4 (略)

2~4 (略)

(監督処分)

第十四条 (略)

2 農林水産大臣は、販売者が第九条第一項又は第十条の二第一項の規定に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。

3 (略)

4 都道府県知事は、販売者がこの法律の規定（第九条第一項及び第二項並びに第十条の二第一項の規定を除く。）に違反したときは、当該販売者に対し、農薬の販売を制限し、又は禁止することができる。

5 (略)

(協議)

第十六条の二 (略)

に掲げる場合に該当するかどうかの基準を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働大臣に対し、資料の提供その他必要な協力を求める」とができる。

4 農林水産大臣及び環境大臣は、第十二条第一項の農林水産省令・環境省令を制定し、又は改廃しようとするときは、厚生労働大臣の公衆衛生の見地からの意見を聽かなければならない。

(罰則)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三 第九条の二の規定による命令に違反した者

四・五 (略)

(罰則)

第十七条 次の各号のいずれかに該当する者は、三年以下の懲役若しくは百万円以下の罰金に処し、又はこれを併科する。

一・二 (略)

三・四 (略)

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前二条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第十七条第一号（第二条第一項又は第九条第一項に係る部分に限る。）、第二号又は第三号 一億円以下の罰金刑

二 (略)

第十九条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対して次の各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科する。

一 第十七条第一号（第二条第一項又は第九条第一項に係る部分に限る。）、第二号又は第三号 一億円以下の罰金刑

二 (略)